

平成 25 年度
都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書

平成 25 年 12 月

公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合

平成 25 年度都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書

今回の調査は、スポーツ基本法、スポーツ基本計画等、国のスポーツ振興に関する法整備や新しい施策が打ち出され、スポーツ推進委員への名称変更とともに新たな役割が加わったこと、また、連合が公益社団法人全国スポーツ推進委員連合として再出発したことなど、スポーツ推進委員を取り巻く環境が大きく変化したことを受け、改めて各都道府県・市区町村の組織等の実態を把握する目的で実施したものである。

調査の結果

1. 市区町村に関する調査

① 回答市区町村数

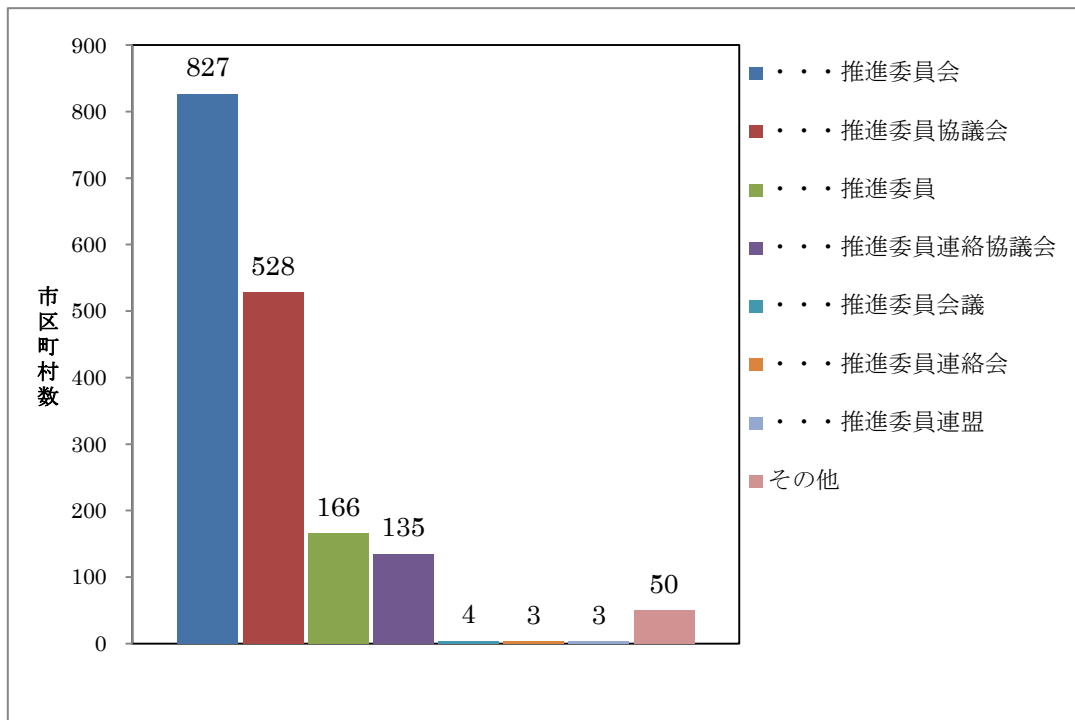
今回の調査で回答のあった市区町村数は 1,716 で、回収率は 98.5%である。

② スポーツ推進委員数

前回の調査(平成 20 年)では 53,835 名であったが、今回の調査では、2,026 名(3.8%)減の 51,773 名となっている。

③ スポーツ推進委員組織の名称

各市区町村におけるスポーツ推進委員の組織の名称は下の図に示したようにさまざまである。最も多いのが「スポーツ推進委員会」で回答があった市区町村のうち 48.2% (827 市区町村) を占めている。次いで、「スポーツ推進委員協議会」も 30.8% (528 市区町村) と多い。



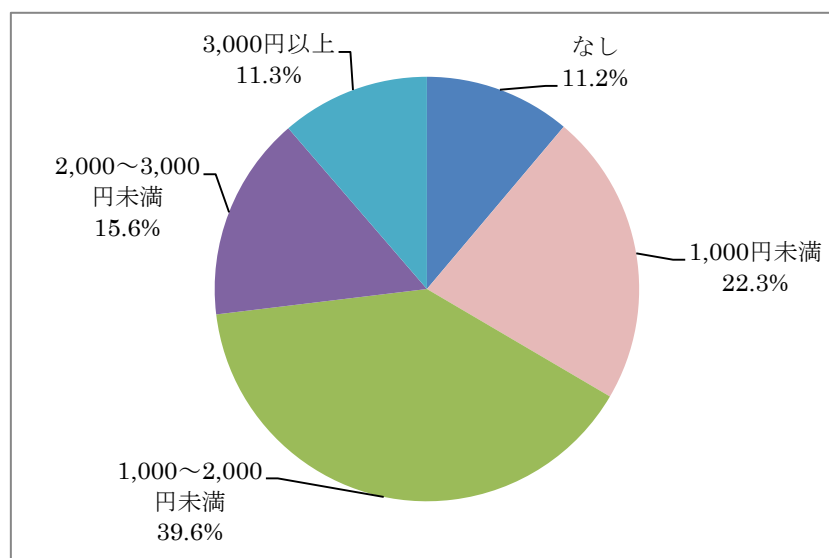
④ スポーツ推進委員に対する報酬

スポーツ推進委員一人当たりに対する報酬は、市区町村ごとに大きなばらつきがあり、全国的には、最高額と最低額に著しい開きが見られる。平均は、45,000円である。その他、事業参加ごとに日当等の形で費用弁償を行っている場合もある。

1人あたりに対する報酬等			
年定額報酬	最高	326千円/人(年)	1,637市区町村
	最低	1千円/人(年)	95.4%
	平均	45千円/人(年)	
費用弁償等	最高	12千円/人(回)	65市区町村
	最低	2千円/人(回)	3.8%
	平均	5千円/人(回)	

⑤ 市区町村の都道府県組織への費用負担

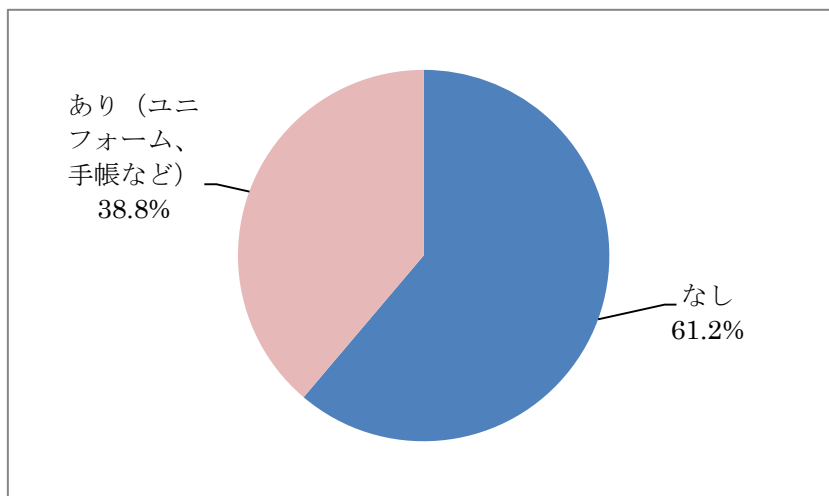
市区町村におけるスポーツ推進委員一人あたりの都道府県組織に対する費用負担金については、全体で1,522(全市区町村の88.7%)の市区町村が都道府県の組織に対して負担しており、全国平均は2,700円である。(下図参照)



⑥ スポーツ推進委員に対する現物支給

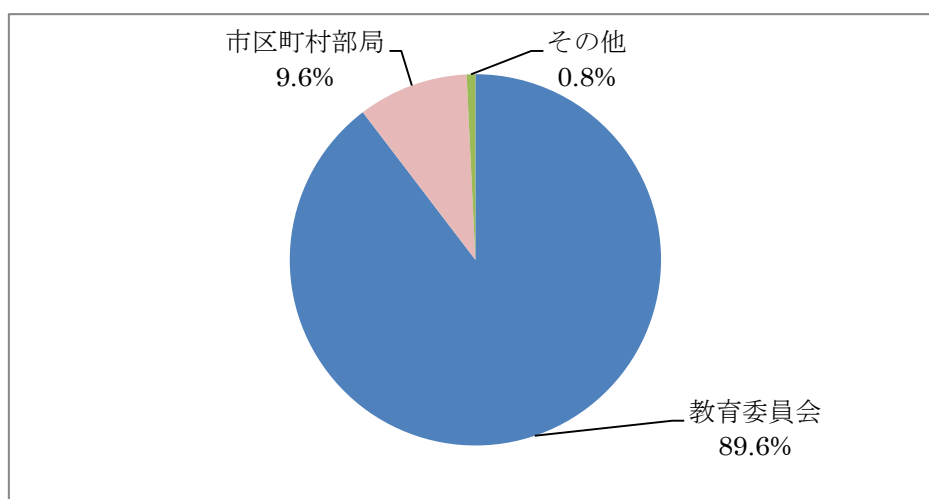
スポーツ推進委員に対する現物支給については、全体で666の市区町村が現物支給を行なっているが、前回の調査(平成20年)では912の市区町村(全体の50.4%)が現物支給を行っており、スポーツ推進委員への現物支給は減少の傾向にあると見られ

る。(下図参照)



⑦ スポーツ推進委員組織の所管部署

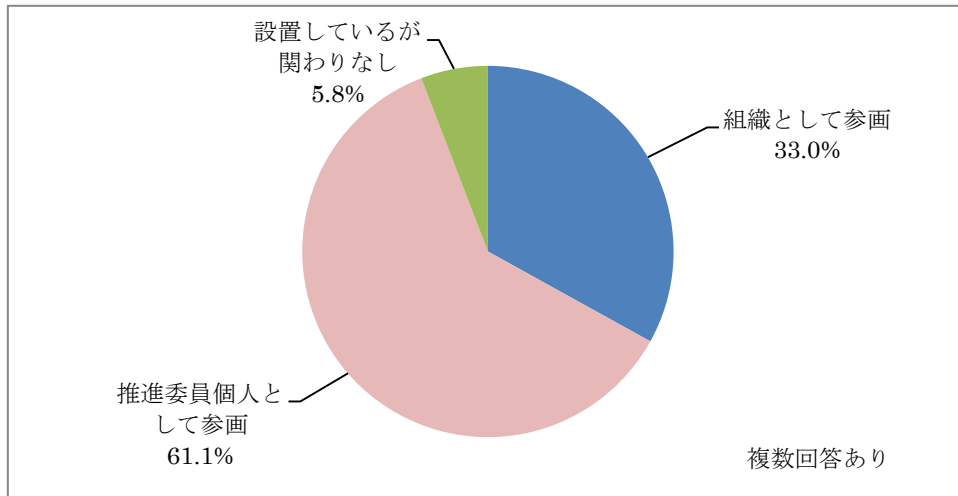
市区町村におけるスポーツ推進委員を所管する部署については、89.6%の1,538の市区町村で教育委員会が所管し、9.6%の165の市区町村では市区町村部局が所管しており、その他は13の市区町村で0.8%となっている(下図参照)。前回の調査(平成20年)では、教育委員会所管が94%であったが、所管部署が多様化しつつあるのがうかがえる。



⑧ スポーツ推進委員の総合型地域スポーツクラブ立ち上げへの関わり

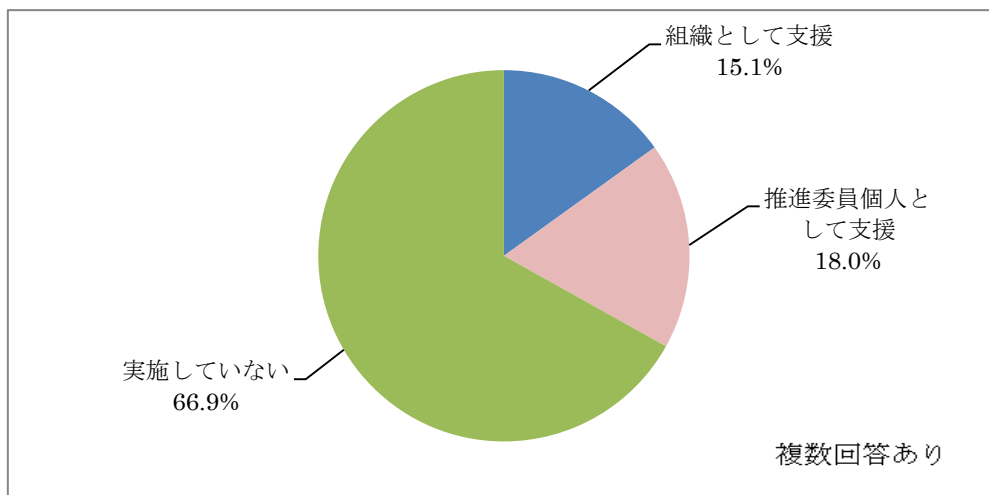
各市区町村におけるスポーツ推進委員の総合型地域スポーツクラブ立ち上げへの関わりについては、下の図に示したような状況にある。組織として参画しているのは全

回答数（複数回答）の3分の1であった。



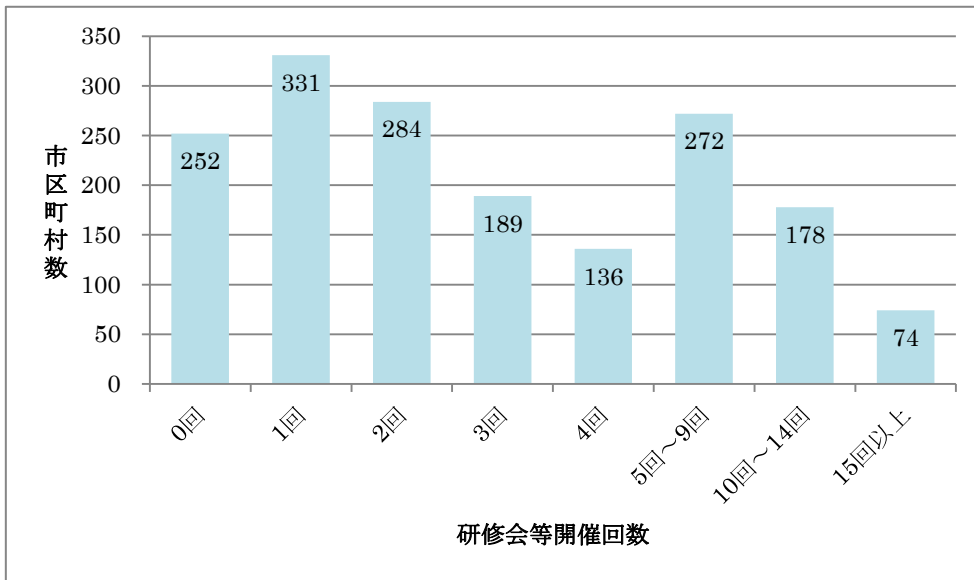
⑨ スポーツ推進委員の障害者スポーツへの参加支援

スポーツ推進委員の障害者スポーツへの参加支援については、下図のような状況にある。組織として支援しているのは全回答数（複数回答）の15.1%だけであり、個人として支援しているのが18.0%であった。



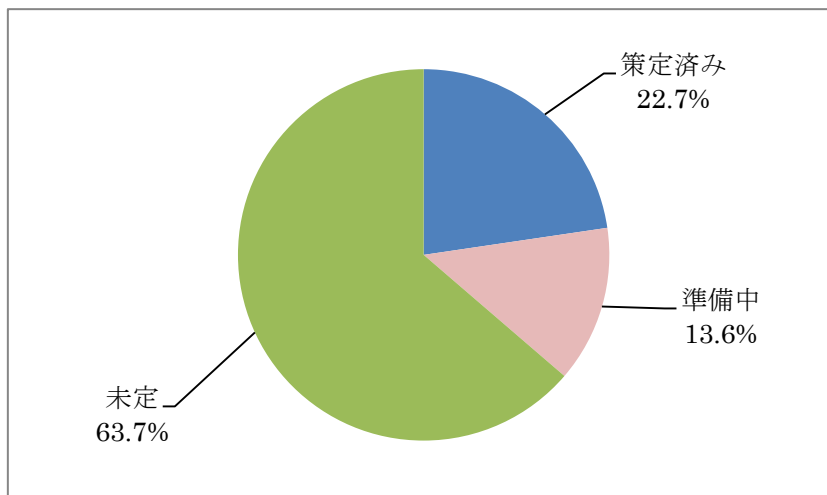
⑩ 研修会等開催回数

各市区町村における研修会等の開催回数については、下図のとおり、各市区町村によって様々である。最も多いのが年1回で、次いで年2回、そして平均は4.4回であった。10回以上開催している市区町村も252（約15%）あった。



⑪ 地方スポーツ推進計画の策定

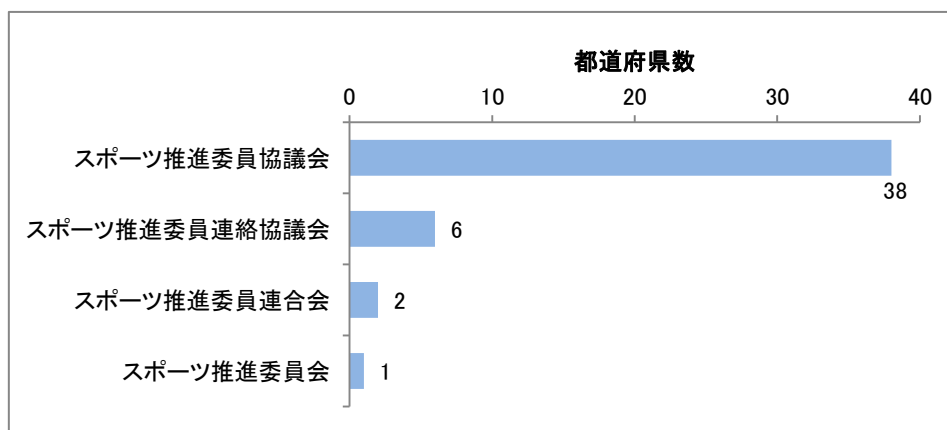
各市町村におけるスポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画の策定状況は下図のとおりであるが、策定済みの市区町村の中には、既存の計画を地方スポーツ推進計画として位置付けている市区町村や、県の地方スポーツ推進計画を準用している市区町村も見受けられる。



2. 都道府県に関する調査

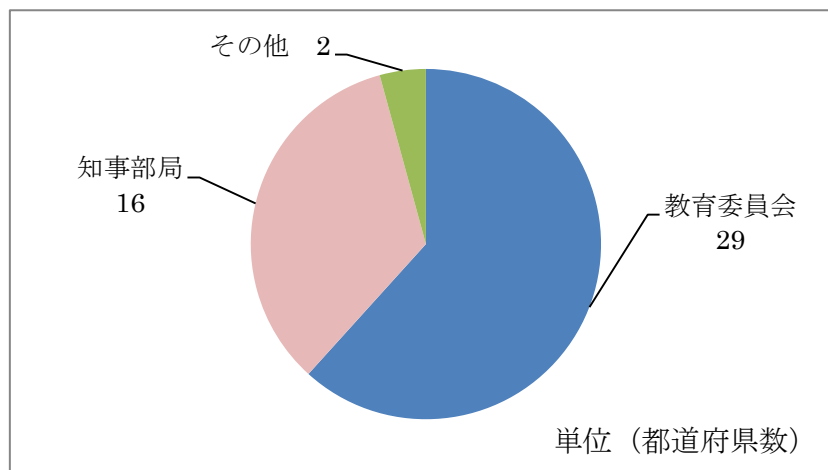
① スポーツ推進委員組織の名称

都道府県の組織は、市区町村の体育指導委員の組織化が進んだ昭和 35 年ごろに同じような経緯で結成された。現在の組織の名称は下の図に示したように、「スポーツ推進委員協議会」が最も多い状況にある。



② 都道府県スポーツ推進委員協議会等の所管部署

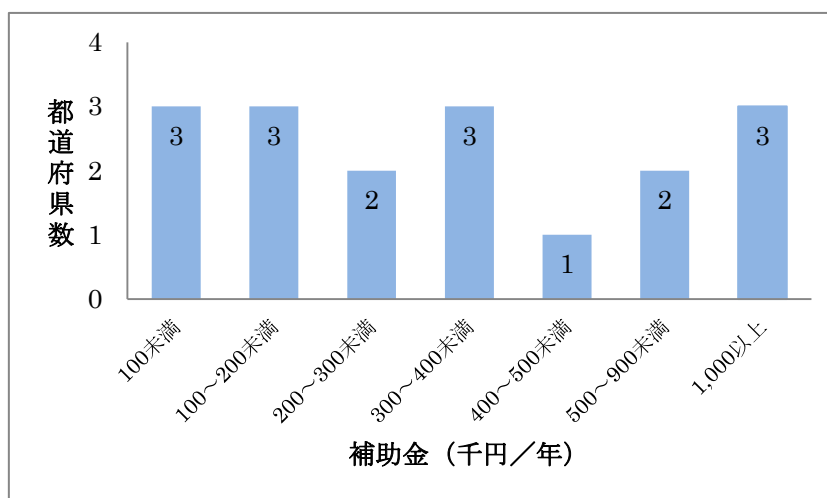
平成 20 年 4 月から、当時のスポーツ振興法が一部改正され、各都道府県のスポーツ推進委員協議会等の所管部署は必ずしも教育委員会に限定されないことになった。その結果、前回の調査（平成 20 年）では 37 都道府県において教育委員会所管となっていたのが、平成 25 年現在においては 29 都道府県で教育委員会所管となっている（下図参照）。16 都道府県において知事部局所管となっているように、教育委員会から他の部局へ所管が移る傾向が顕著である。



③ 都道府県協議会等を所管部署に設置している場合の実態

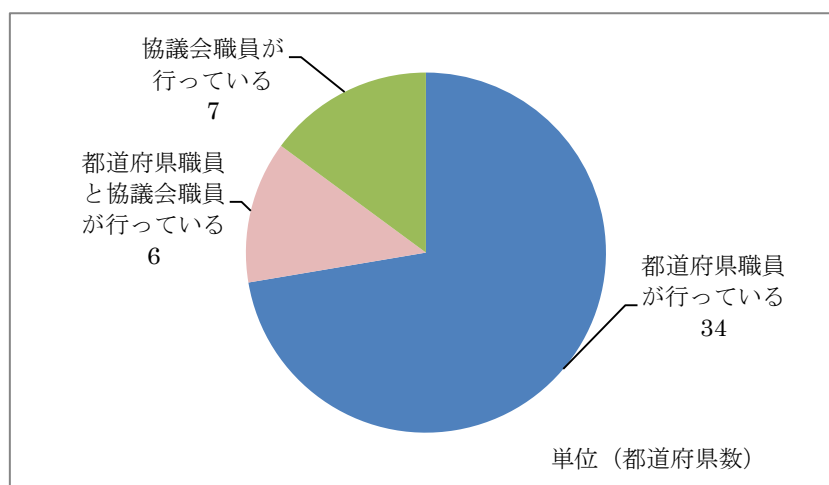
1) 所管部署から都道府県協議会等への支援

所管部署からスポーツ推進委員協議会等へ補助金を支出している都道府県の実態は下図のとおりであり、都道府県によって様々に異なっている状況である。また、共済事業分担金の10万円未満の支援が1都道府県で、人件費相当分の200万円未満の支援が3都道府県、200万円以上の支援が1都道府県で行われている。



2) 所管部署が行う都道府県協議会等の事務処理

協議会等の事務処理については、下図に示したように34都道府県において都道府県職員が行っている。協議会職員が行っているのが7都道府県、そして両者がともに行っているのが6都道府県である。



④ 都道府県協議会等を所管部署以外に設置している場合の実態

スポーツ推進委員協議会等を所管部署以外に設置している場合の事務所費、その事務所設置に伴う都道府県の対応、そして職員数およびその人件費については、下記にまとめたとおりである。

事務所費（千円／年）

事務所費（千円／年）		
賃借料	100 未満	5 都道府県
	100~200 未満	1 都道府県
	1,000 以上	1 都道府県
光熱水料	100 未満	1 都道府県
	1,000 以上	1 都道府県
事務所費等	300~400 未満	2 都道府県
	1,000 以上	2 都道府県

事務所設置に伴う都道府県の対応

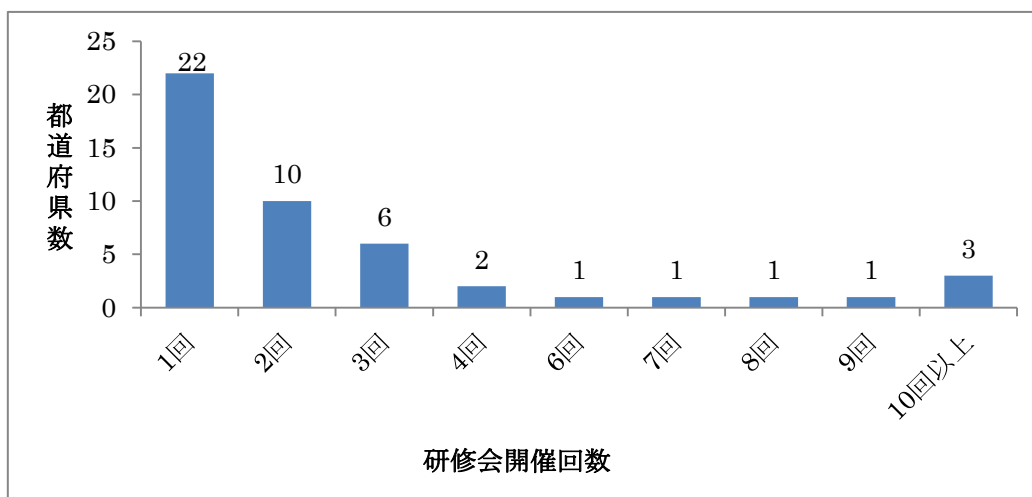
所管部署からの補助金	100~200 未満	1 都道府県
	減免有	1 都道府県
事務所を貸与している		2 都道府県

職員について

職員		
常勤	1 人	3 都道府県
	2 人	1 都道府県
非常勤	1 人	3 都道府県
人件費（千円／年）	900 未満	2 都道府県
	900~1,000 未満	1 都道府県
	1,000 以上	1 都道府県

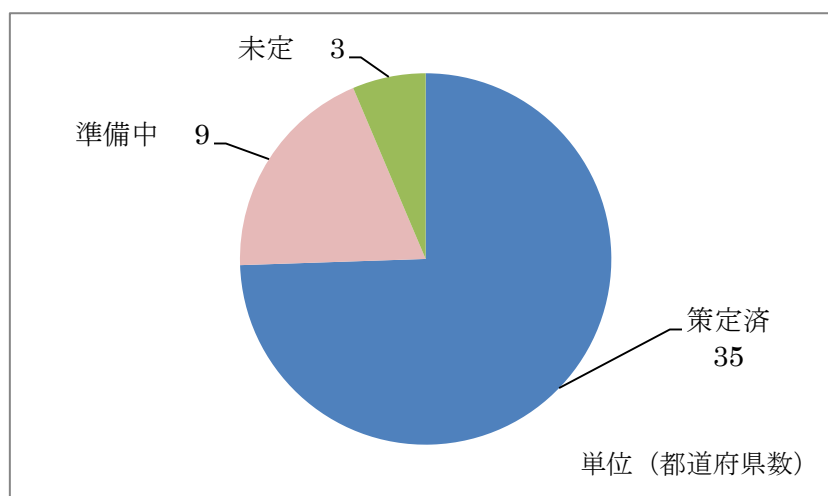
⑤ 都道府県が実施する研修会等

各都道府県における研修会等の開催回数については、下図のとおり、年に1回が最も多く、22都道府県がそのように回答している。次いで2回が10都道府県、3回が6都道府県であった。都道府県が主催する初任者研修会については、回答のあった都道府県の約半数の24都道府県で開催されている。一方で23都道府県では開催されていない。



⑥ 地方スポーツ推進計画の策定

各都道府県におけるスポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」の策定状況は、下図のとおりである。35都道府県で策定が済み、9都道府県が準備中である。



調査の内容

1. 調査の時期 平成 25 年 11 月 1 日現在

2. 調査の方法 都道府県協議会を通して実施

3. 調査の内容

(1) 市区町村に関する調査（別紙 1）

- ① 市区町村組織の名称
- ② 市区町村におけるスポーツ推進委員の費用
 - ・報酬
 - ・都道府県組織への費用負担
 - ・現物支給の状況
- ③ 市区町村におけるスポーツ推進委員組織の所管部署
- ④ 総合型地域スポーツクラブ創設へのスポーツ推進委員の関わり
- ⑤ 障害者スポーツへの参加支援
- ⑥ 市区町村における研修会等の開催回数
- ⑦ スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画の策定

(2) 都道府県教育委員会（所管部署）に関する調査（別紙 2）

- ① 都道府県協議会の所管部署について
- ② 都道府県協議会事務所を所管部署内に設置している場合の実態
 - ・所管部署から県協議会への支援について
 - ・県協議会の事務処理について
- ③ 都道府県協議会事務所を所管部署以外に設置している場合の実態
 - ・事務所費等について
 - ・職員について
 - ・事務所設置に伴う県の対応について
- ④ 都道府県主催の研修会等の開催について
- ⑤ スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画の策定について

4. 集計作業 平成 25 年 12 月